

(2) 銀行等における有価証券の販売

① 銀行と証券会社の共同店舗

投資家が一つの店舗で銀行・証券双方の金融サービスを受けることが可能となるよう、系列関係にある銀行等と証券会社の店舗の共用制限を撤廃する。あわせて系列関係にない銀行等と証券会社との間でも共同店舗による連携を促進する。

このため、連携の際に必要な誤認防止措置を明確化する。〔8月中に案文公表、9月中に実施〕

② 銀行等による有価証券売買の取次ぎ

- ・ 銀行の窓口における株式や社債などの書面取次ぎ業務が円滑に行われうるよう、業務の取扱いにあたって留意すべき事項の明確化を図る事務ガイドラインを策定する。〔9月中に実施〕
- ・ 協同組織金融機関等について、有価証券の書面取次ぎの解禁を検討する。〔次期通常国会における法案の提出を検討〕

(3) 信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立

① 顧客の期待に応える運用の確保

- ・ 顧客に対する一層忠実な資金運用を図る観点から、資金運用サービス業者の業務について、具体的な運用方針の決定を含めて幅広く実態把握に努め、ルール・検査・監督面で、信頼性の一層の向上に向けた必要な対応を行う。〔年内に実施〕
- ・ 運用結果に対する顧客への説明責任の徹底も含め、運用体制のあり方について、投資信託協会、投資顧問業協会に検討を要請する。〔年内に結論を得るよう要請〕

② 特色ある投資信託・投資顧問業者の市場参加の促進

投信会社、投資顧問業者について、主要株主に係るルールのあり方を検討の上、最低資本金の引下げなどを検討し、参入を促進する。〔次期通常国会における法案の提出を検討〕

③ 分かりやすい投資信託の実現

- ・ 投資信託の目論見書について、一層分かりやすいものとするべく、改善を検討する。
- ・ 投資信託の運用結果に係る開示ルールの強化など、ディスクロージャーの一層の充実について検討するよう、投資信託協会に要請する。〔年内に結論を得るよう要請〕